

一宮市概算数量発注要領

(目的)

第1条 積算業務の簡素化を図り、業務の円滑な積算と執行、契約の効率化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 概算数量発注とは、当初設計で平面図、標準断面図を明示し概算の数量を算出して発注する工事(一部を概算で発注する工事を含む)をいう。

(適用範囲)

第3条 適用範囲は次の条件をすべて満足する工事を対象とする。なお、委託事業等により詳細図面がある場合には適用しない。

- (1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事(舗装工、区画線工等)
- (2) 現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期等に著しい影響を与える工事
- (3) 詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事

(留意事項)

第4条 概算数量発注方式は当初設計時の数量を「概算」とすることで、積算業務における図面作成、数量計算に係わる事務量の低減を目的とした方式であり、施工に必要な起終点等の工事範囲や内訳を図面、設計書に明示することは、従来の発注方式と変わるものではないことに注意する。

- 2 設計書決裁時に概算数量を含むことを明記し、設計書検算時に概算数量発注が適当かの確認を課内で行うとともに、概算数量により発注する内容について所属長の承認を受けるものとする。
- 3 概算数量で発注する設計書は、発注者及び請負者が確認できるよう「概算」を以下のとおりに明示する。
 - (1) 設計書の本工事費内訳書の備考欄と集計表に「概算」と明示
 - (2) 特記仕様書に数量が「概算」であることを明示
- 4 当初設計時の図書等は下記を標準とする。
 - (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) 標準断面図
 - (4) 構造図(標準図)
 - (5) 集計表(概算数量の根拠を明示すること。「標準断面図の数量×延長」で計上してよい。)
 - (6) その他必要な図面等
- 5 請負者が施工前に行う「工事計画図書」の作成費用として、「工事計画図書作成費」を共通仮設費の「準備費」に計上する。
- 6 「工事計画図書」は下記を標準とするが、必要なものを予め特記仕様書に明記すること。
 - (1) 平面図、縦断図、横断図、構造図、展開図、区画線図等の実施予定図面
 - (2) 実施予定の集計表、数量計算書

7 区画線数量は、「車線数×延長×2.4(係数)」により算出することを基本とするが、これによりがたい場合は、別途算定すること。

8 工事計画図書作成日数は、工期に15日加算すること。

(特記仕様書)

第5条 特記仕様書に別紙「特記仕様書」を追加すること。

(発注後の指示・監督)

第6条 契約後、発注者の意図を請負者に説明する。説明は、地元関係者の立会いのもと現場で行い、工事内容を確認する。

2 請負者の現場確認後、条件変更確認請求通知書にて「工事計画図書」を提出させる。発注者は請負者とともに現場に赴き「工事計画図書」をチェックする。

3 工事着手後にしか数量が定まらないものを除き、施工前に数量を確定する。

4 発注者は、条件変更確認通知書にて「工事計画図書」を了解し、通知する。また、設計変更協議書により設計変更内容を協議する。

5 変更積算は、「工事計画図書」に基づいて行う。

6 変更理由は、「概算数量発注工事の精査による」とする。

7 具体的な流れは、別添「概算数量発注のフローチャート」参照による。

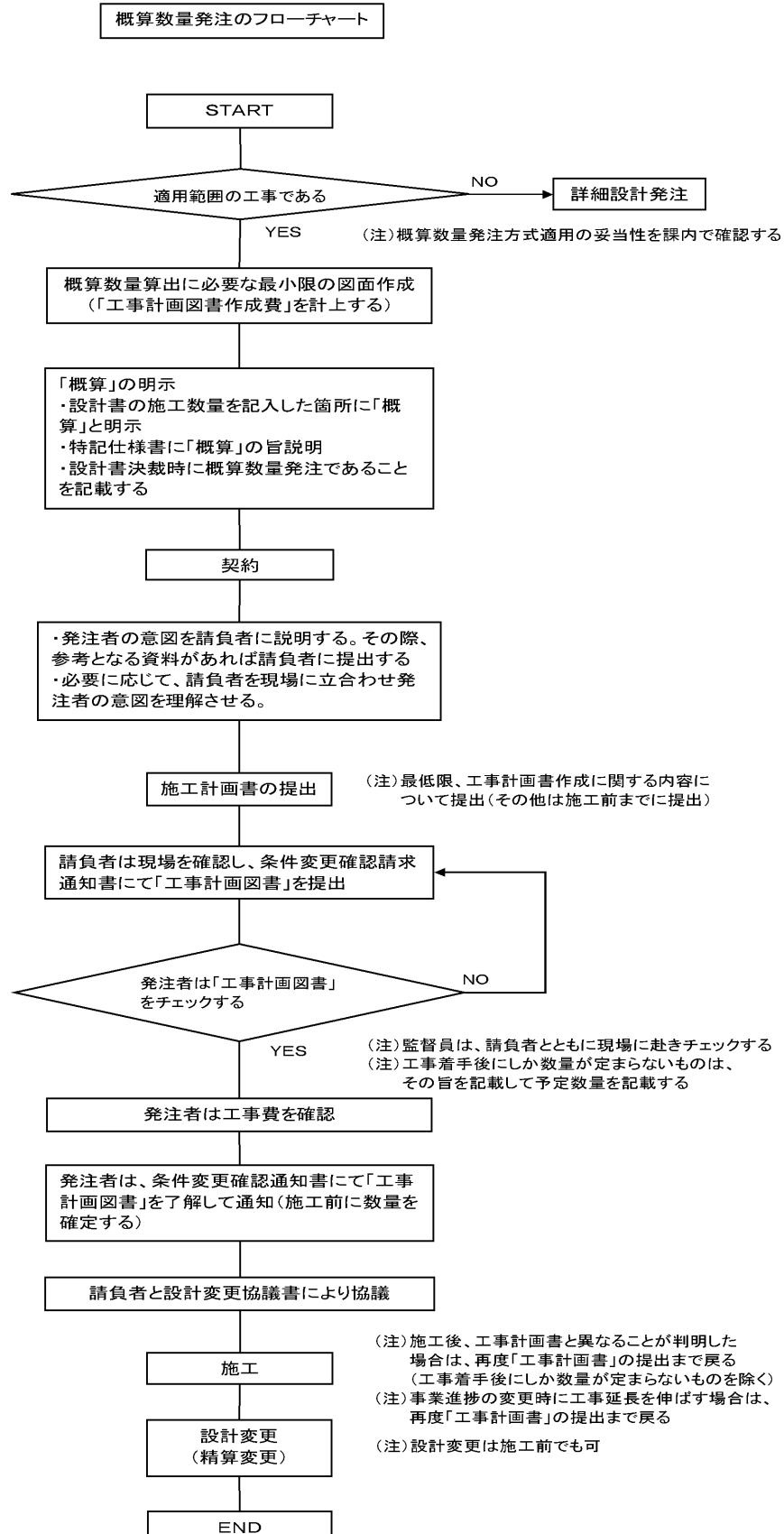
(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、一宮市契約規則(昭和50年規則第16号)、公共工事施行に関する事務取扱要領(平成28年4月1日施行)の例によるほか、発注者と請負者とが協議して定める。

付 則

1 この要領は、平成30年4月10日から施行する。

2 一宮市概算数量発注要領(試行)は廃止する。



特記仕様書(概算数量発注方式)

第1条 本設計は概算数量により積算したものである。設計数量は「工事計画図書」により確定するもとする。

第2条 本設計は、平面図及び標準断面図のみで発注している。そのため、当初設計内容を踏まえ、請負者において現場を調査し、「工事計画図書」を作成するものとする。
なお、「工事計画図書」の作成は、「工事計画図書作成要領(一宮市)」に準拠するものとする。

第3条 第2条でいう「工事計画図書」とは、下記の図書をいう。

1) 平面図、縦断図、横断図、構造図、展開図、区画線図等の実施予定図面。

2) 実施予定の集計表、数量計算書。

注) 部分は、当該工事に必要と考える図書を明記する。

第4条 請負者は速やかに「工事計画図書」を作成し、条件変更確認請求通知書を監督員に提出し、条件変更確認通知書及び設計変更協議書を監督員から得なければならない。

第5条 「工事計画図書」の内容が反映された設計変更協議書に承諾後、工事を実施する。

第6条 「工事計画図書」の作成に要する費用は、共通仮設費の準備費に計上している。

第7条 請負者は本工事に関して、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議すること。

第8条 本工事の工期には、工事計画図書作成に必要な日数15日を加算している。